

尾張旭市宅地開発等指導要綱を 令和6年4月1日に改正します

・実態に応じた整備基準への見直しを行うため、宅地開発等指導要綱を改正します。
関係者のみなさまにおかれましては、ご理解、ご協力のほど、よろしくお願い致します。

主な改正点

提出書類の合理化（尾張旭市宅地開発等指導要綱 第15条 工事の着手等）

●都市計画法の着手・完了書類との重複部分を省略し、提出書類の合理化を図ります。

【改正前】事業者は、開発事業等の工事の着手に際しては着手届を、完了に際しては完了届を速やかに市長に提出しなければならない。

【改正後】事業者は、開発事業等の工事の着手に際しては着手届を、完了に際しては完了届を速やかに市長に提出しなければならない。ただし、「宅地造成及び特定盛土等規制法」及び「都市計画法」による着手届及び完了届の提出をもって省略することができる。

緑地の整備基準の見直し（尾張旭市宅地開発等整備基準 5公園・緑地）

●都市計画法の許可基準に合わせ、整備基準を見直します。

【改正前】（開発事業等区域面積が3,000㎡以上の場合）

開発事業等区域面積の3%以上の公園又は緑地を設けなければならない。
ただし、開発事業等区域の周辺に300㎡以上の既設の公園があり、開発事業等区域の全ての宅地から100m以内の場合については、市長と協議し、公園又は緑地を設けないことができる。

【改正後】（開発事業等区域面積が3,000㎡以上の場合）

開発事業等区域面積の3%以上の公園又は緑地を設けなければならない。
ただし、開発事業等区域の周辺に既設の公園があり、各敷地から公園までの誘致距離（おおむね150m以内）及び面積（その公園を利用する区域の面積の3%以上）から居住者が支障なくその公園を利用できる場合については、市長と協議し、公園又は緑地を設けないことができる。

提出書類の電子化（参考資料 協議添付図書一覧表）

●ペーパーレス化を受け、申請書及び添付書類の提出を電子化とします。

【改正前】申請書 10部

【改正後】申請書 2部 + 電子データ

尾張旭市役所 都市計画課 建築住宅係

電話 0561-76-8158（直通） ✉ tokei@city.owariasahi.lg.jp